第二十一条の討議の記録

の協定 れ の国内法令の適用範囲及び協定に基づいて生じ、 る相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との た事項を記録することを意図するものである。 この討議の記録は、 (以 下 「協定」という。)の第二十一条及び附属書の交渉の過程において協定の 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間におけ この討 又は協定から独立して存在する国際法上の 議 の記録は、 法的拘束力を有さず、 両締約国 義務の適 また、 間 両 で **畑範囲** 締 討 議さ 約国 間

助の結果として該当する者に死刑が科され得る十分な可能性があると認める状況において適用することを の下での他のいかなる事例においても、 意図するものであることを確認する。 有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反する」とは、 協 定の附5 属 書の 2の規定に関し、 両締約国は、 個別の状況は個々 当該援助が協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基 「同条5個に規定する援助がこの協定の効力発生の時に の事例に応じて判断されるが、 援助を拒否しようとする締約国 両締約国 |が当該援 協定

1

を変更するものではな

\ <u>`</u>

づく自国の義務に反するとは現在考えておらず、 他方の締約国の刑事司法制度を理由として当該援助を拒

否するいかなる具体的な状況も想定していない。

2 定に基づく自国の義務に反するかどうかを一方の締約国が検討する際に、 両締約国は、 また、 協定第二十一条5個に基づく援助が協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協 当該一方の締約国が関連する入

(a) 拘禁されている者による又はその者のための申立て

手可能な情報に考慮を払うことを確認する。

当該情報には特に次のものが含まれる。

(b) 他方の締約国による申立て (起訴された者が犯した罪、 関連する法定刑及び判決の傾向に関する補助

的な情報を含む。)

- (c) 他方の締約国が提供する関連する保証
- d 国の他の関連する情報

3

証 特に、 と認められることを認識する。 両締約1 国は、 2 (c) の規定の適用上、 当該保証を受ける締約国は、 関係当局による死刑を求刑しないとの保証が 協定第二十一条5個に基づく援助が協定 「関連する保

の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するかどうかを検討する際に、 当 該

保証について十分な考慮を払う。

4 (a) の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。)についての援助を拒否するいかなる具体的な状況も想 犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出 協定第二十一条6個の規定に関し、 日本国は、 現時点において、 訪問部隊の構成員又は文民構成員が (犯罪に関連する物件

定していない。

- (b) 部隊 て、 するいかなる具体的な状況も想定していない。 及び提出 協定第二十一条6個の規定に関し、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、 捜査 の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並 の対象となる者に死刑が科され得る十分な可能性があると自国が認める場合を除 (犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。) につい ての びに くほ 現時点にお 援助を拒否 証 拠 か、 \mathcal{O} 収 訪問 集
- 5 性があるかどうかを検討する際に、関連する入手可能な情報に考慮を払う。 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、 捜査の対象となる者に死刑が科され得る十分な可能 当該情報には特に次の ものが

含まれる。

- (a) 拘禁されている者による又はその者のための申立て
- (b) 日本国による申立て(起訴された者が犯した罪、関連する法定刑及び判決の傾向に関する補助的な情

報を含む。)

- (c) 日本国が提供する関連する保証
- d 国の他の関連する情報

6

両締約国は、 協定に関連して合意し、又は相互に決定した事項が犯罪人引渡し又は共助に関する条約に

ついての両締約国間の将来のいかなる交渉も妨げるものではないことを認識する。

二千二十三年一月十一日にロンドンで